

(3) 委員会別の成立した法律の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

內閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
9 第九十三回会	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 右は題名を「国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律」と修正						
		送付	五六一〇、三〇	又は(衆)へ 送付月日	付委員会	議委員会	
		送付	五六一〇、三〇	付委員会	議委員会	議決	
		可決	五六一〇、三〇	議本會	本會	議決	
		可決	五六一〇、三〇	付委員会	議委員会	議決	
		可決	五六一〇、三〇	付委員会	議委員会	議決	
		可決	五六二二、二三	議本會	本會	議決	
		可決	五六二二、二三	議本會	本會	議決	

國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正

する法律案（第九十三回国会閣法第九号、第九十四回国会衆

議院送付) (本院繼續審查)

九十三回国会 五五、一〇、六 内閣提出

九十四回国会 五六、

衆継続審査

四、一六 衆本會議趣旨說明
五、二三 衆修正

參繼續審查

九十五回国会 五六、一〇、三〇 参可決

一一、一三 衆可決

要旨

本案は、第九十三回国会に提出されたが、衆議院で継続審査となり、第九十四回国会に本院に送付されたものであるが、提案の理由は、民間事業における退職金の支給の実情にかんがみ、長期勤続者等に対する退職手当の額の引下げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自己都合により退職した場合を除き、職員が二十年以上三十五年以下の期間勤続し、勧しよう等により退職した場合に適用されている退職手当の額の一割増の特例を、所要の経過措置及び調整措置を講じた上、一割増に減額する。

二、職員が退職した場合に支給する退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用の状況その他の事情を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講

ずるものとする。

なお、第九十四回国会において衆議院で、退職手当の額の一割増の特例の減額措置に関し、昭和五十六年四月一日から二年間、二段階で一割増に引き下げる」ととしている原案を、退職者の生活設計等に急激な変化を与えないため、昭和五十七年一月一日から三年間、三段階で一割増に引き下げる」ととするほか、原案の題名の変更、旧プラント類輸出促進臨時措置法に基づく指定機関職員等の在職期間の計算について所要の措置を講ずる修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第九十三回国会に提出され、衆議院において継続審査となり、第九十四回国会において同院で修正議決の後、本院において継続審査となつたものであります。本法律案の内容は、長期勤続後の退職者等に対する退職手当の額の一割増の特例を所要の経過措置及び調整措置を講じた上、一割増に減額するとともに、退職手当の基準について、今後の民間事業における退職金の支給実情、公

務員制度及びその運用状況等を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、退職者の生活設計等に急激な変化を与えないための緩和措置として、政府原案を修正して、昭和五十七年一月一日から百分の百十七に、五十八年一月一日から百分の百十三に、五十九年一月一日から百分の百十に引き下げるとともに、本法律案の題名を国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律に改め、国家公務員等退職手当法新たに附則を設け、旧プラント類輸出促進臨時措置法に基づく指定機関等への出向職員の在職期間の通算措置を講じる修正が行われております。

案提出と職員団体交渉との関係、退職手当の見直し問題、特殊法人役員の退職手当、生涯賃金論等であります。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢田部理事より反対、自由民主党・自由国民會議を代表して伊江理事より賛成、日本共産党を代表して安武委員より反対、公明党・国民會議を代表して峯山委員より賛成、民社党・国民連合を代表して柄谷理事より賛成の旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、退職手当制度見直し等に関する二項目の附帯決議が全会一致で行われました。

以上、御報告申し上げます。

なお、去る二十日、質疑に入るに先立つて、内閣委員会理事会の協議に基づき、委員長より政府に申し入れておいた人事院勧告の取り扱いについて、中山總理府総務長官より、趣旨を踏まえて誠意をもって対処してまいりたい旨の発言がありました。

委員会におきましては、鈴木總理の出席を求めて質疑を行なうなど、その審査を進めました。その質疑の主なものは、退職手当の性格、退職金調査方法の概要と資料の公表、法